

(平成30年6月15日 更新)

早川町内奈良田地区発生土仮置き場における 環境の調査及び影響検討の結果について

平成29年11月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

	頁
第1章 本書の概要	1-1
第2章 工事概要	2-1
2-1 工事位置	2-1
2-2 工事の規模	2-5
2-3 工事の概要	2-6
2-4 工事工程	<u>2-9</u>
2-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について	<u>2-9</u>
第3章 調査及び影響検討の手法	3-1
3-1 調査及び影響検討項目の選定	3-1
3-2 調査、影響検討手法の選定	3-4
第4章 調査結果の概要並びに影響検討の結果	4-1
4-1 水環境	4-1
4-2 動物・植物・生態系	4-10
第5章 環境の保全のための措置	5-1
5-1 水環境	5-2
5-2 動物・植物・生態系	5-3
第6章 環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合の調査	6-1
第7章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	7-1
資料編	(別冊)

第1章 本書の概要

中央新幹線については、全国新幹線鉄道整備法に基づき、平成23年5月、国土交通大臣により、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が営業主体及び建設主体に指名され、整備計画の決定及び当社に対する建設の指示がなされた。これを受けて、当社は、まずは第一段階として計画を推進する東京都・名古屋市間について環境影響評価を実施し、山梨県内においては「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成26年8月）」（以下「評価書」という。）をとりまとめ、平成26年10月17日に工事实施計画（その1）の認可を受け、工事に着手した。

本書は、評価書において、今後、発生土置き場等を新たに当社が計画する場合に、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施することとしており、早川町内で計画が具体化した奈良田地区の発生土仮置き場について調査及び影響検討を実施した結果をとりまとめたものである。

奈良田地区の発生土仮置き場は、登山者用の駐車場の一部を使用しており、駐車場の利用がない毎年概ね11月上旬から翌年6月下旬に使用する計画で運用を開始したが、関係者と通年使用の協議を行い、協議が整ったことから、通年使用へ計画を変更して本書を更新する。

注：更新理由について、下線部を追加しました。（平成30年6月）

第2章 工事概要

2-1 工事位置

早川町内では図 2-1 に示すとおり、既に計画が具体化した塩島地区に発生土置き場を 1 箇所、雨畑地区に発生土仮置き場（要対策土※対応）を 1 箇所、塩島地区（南）に発生土仮置き場（要対策土対応）を 1 箇所、西之宮地区に発生土仮置き場を 1 箇所設けている。今回、早川町内の塩島地区（河川側）及び奈良田地区に新たに発生土仮置き場を各 1 箇所設けることを計画している。

本書では、奈良田地区に新たに設置する発生土仮置き場（以下、「奈良田地区発生土仮置き場」という。）について、調査・影響検討の結果を取りまとめる。奈良田地区発生土仮置き場計画地の平面図と現況を図 2-2 及び写真 2-1 にそれぞれ示す。

※土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準値を超える自然由来の重金属等を含むトンネル掘削による発生土。トンネル掘削による発生土の取扱いは国の定める法令（土壌汚染対策法）の対象外であるが、「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック（平成 27 年 3 月 独立行政法人土木研究所、一般財団法人土木研究センター地盤汚染対応技術検討委員会）」に基づき適切に処理をすることとした。

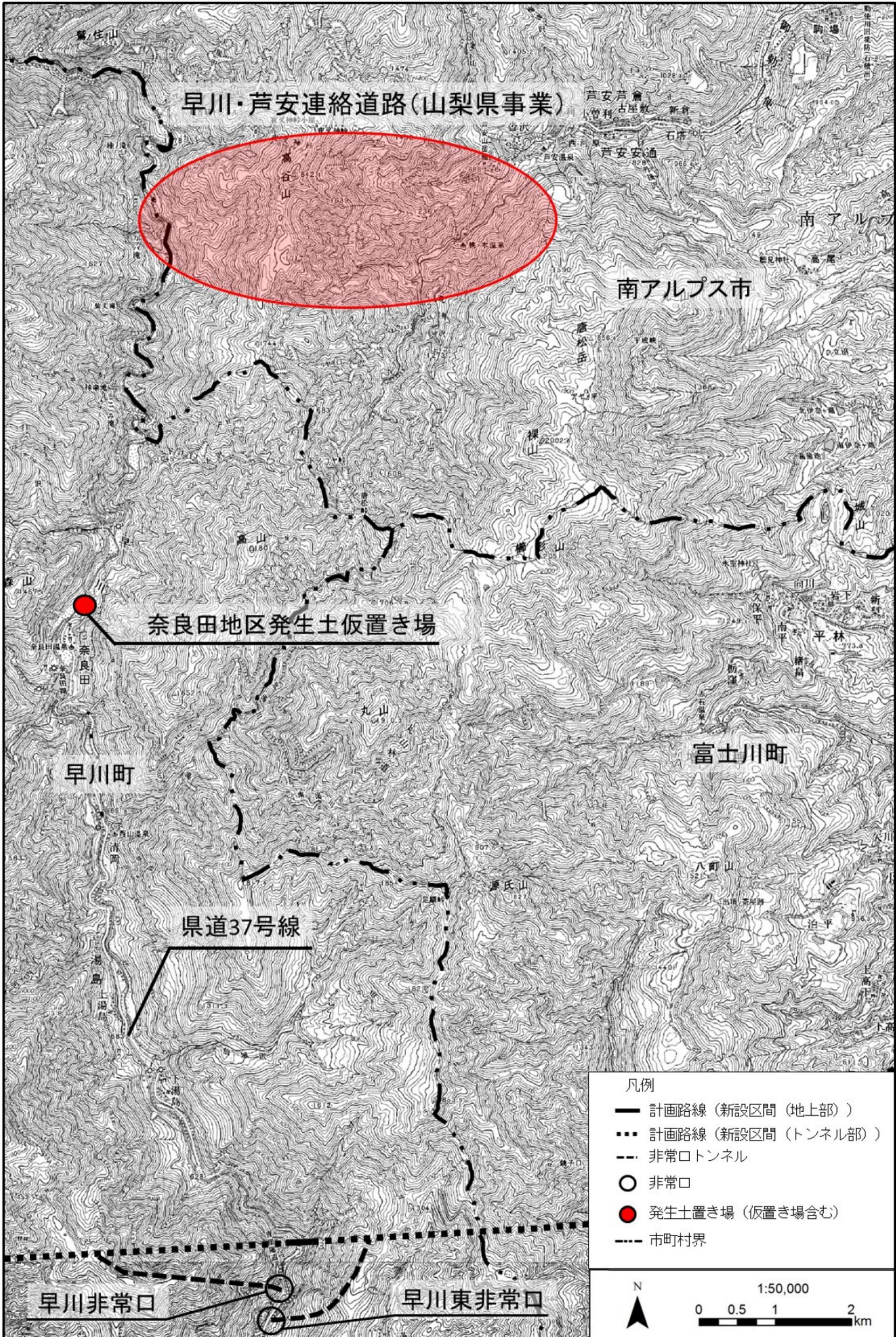


図 2-1(1) 発生土置き場の位置

注：図 2-1(1)に「県道 37 号線」を追記しました。(平成 30 年 6 月)

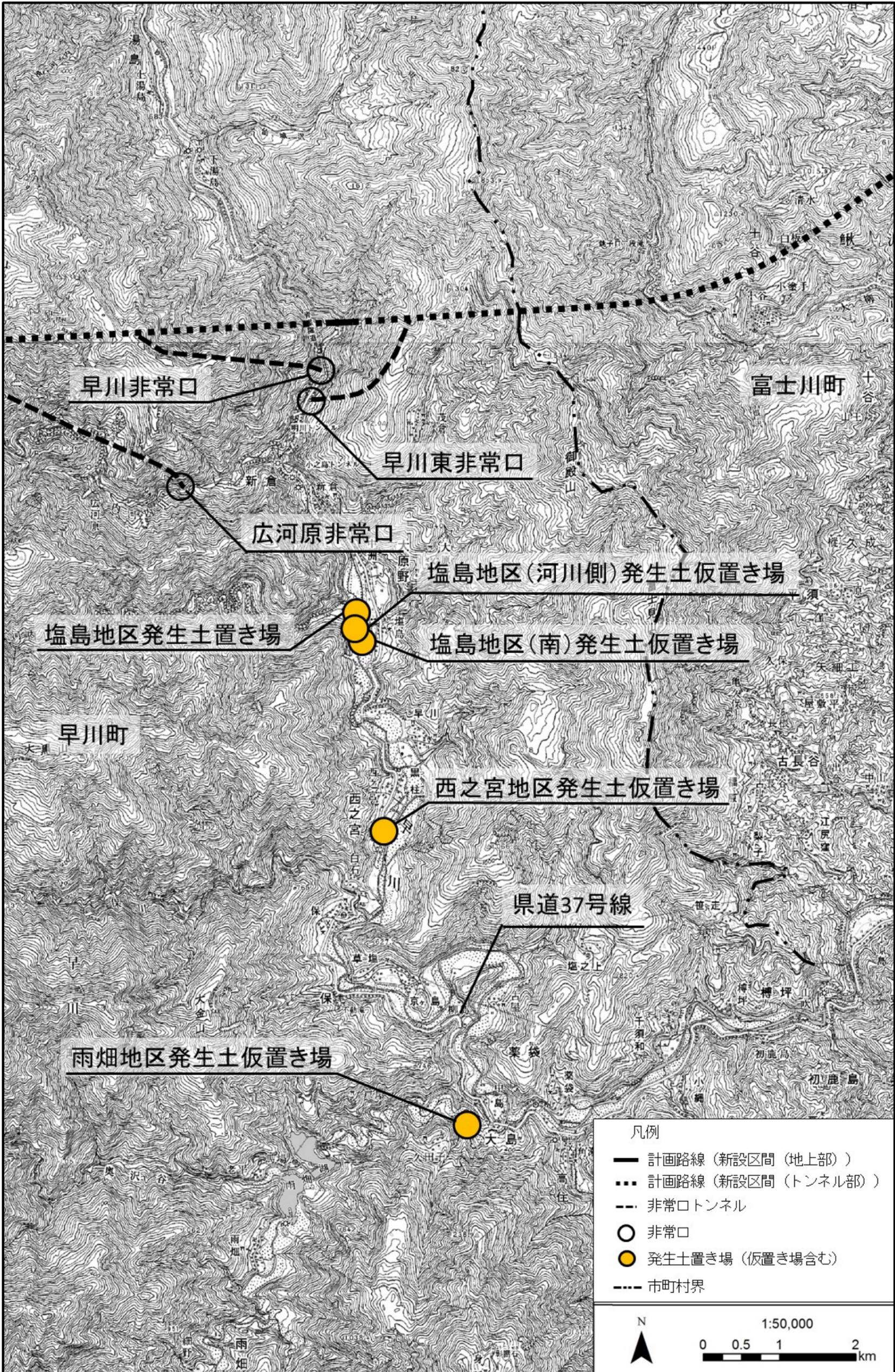


図 2-1(2) 発生土置き場の位置

注：図 2-1(2)に「県道 37 号線」を追記しました。(平成 30 年 6 月)

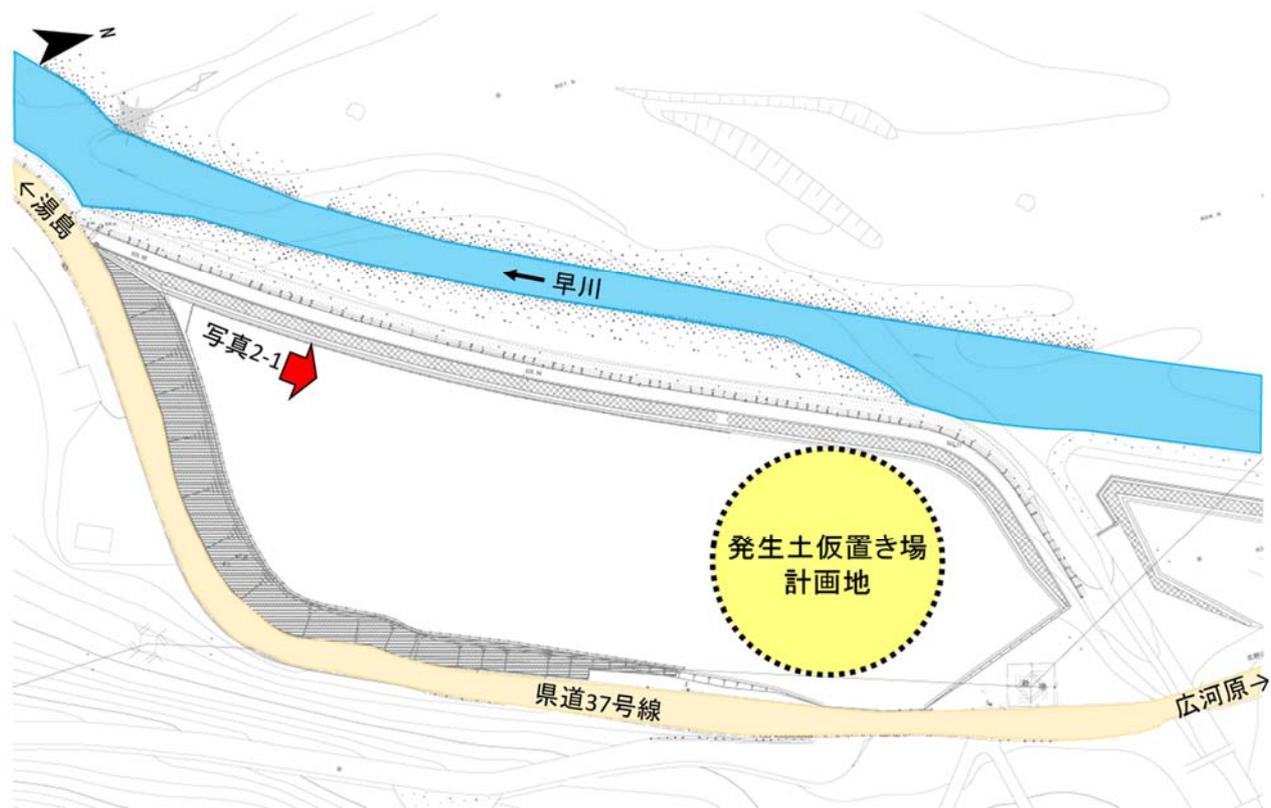


図 2-2 奈良田地区発生土仮置き場計画地平面図（現況）



写真 2-1 奈良田地区発生土仮置き場計画地の現況

2-2 工事の規模

冬季閉鎖期間（11月上旬～6月下旬）※

- ・面積：盛土面積約 1,200m²
- ・容量：約 4,000m³
- ・最大盛土高：約 5m

マイカー規制期間（6月下旬～11月上旬）※

- ・面積：盛土面積約 600m²
- ・容量：約 1,700m³
- ・最大盛土高：約 5m

※県道 37 号線の開運トンネル（図 2-5(1)参照）以北が通行止めとなる毎年概ね 11 月上旬から翌年 6 月下旬までを「冬季閉鎖期間」、マイカー規制が実施される毎年 6 月下旬から 11 月上旬までを「マイカー規制期間」という。以下同じ。

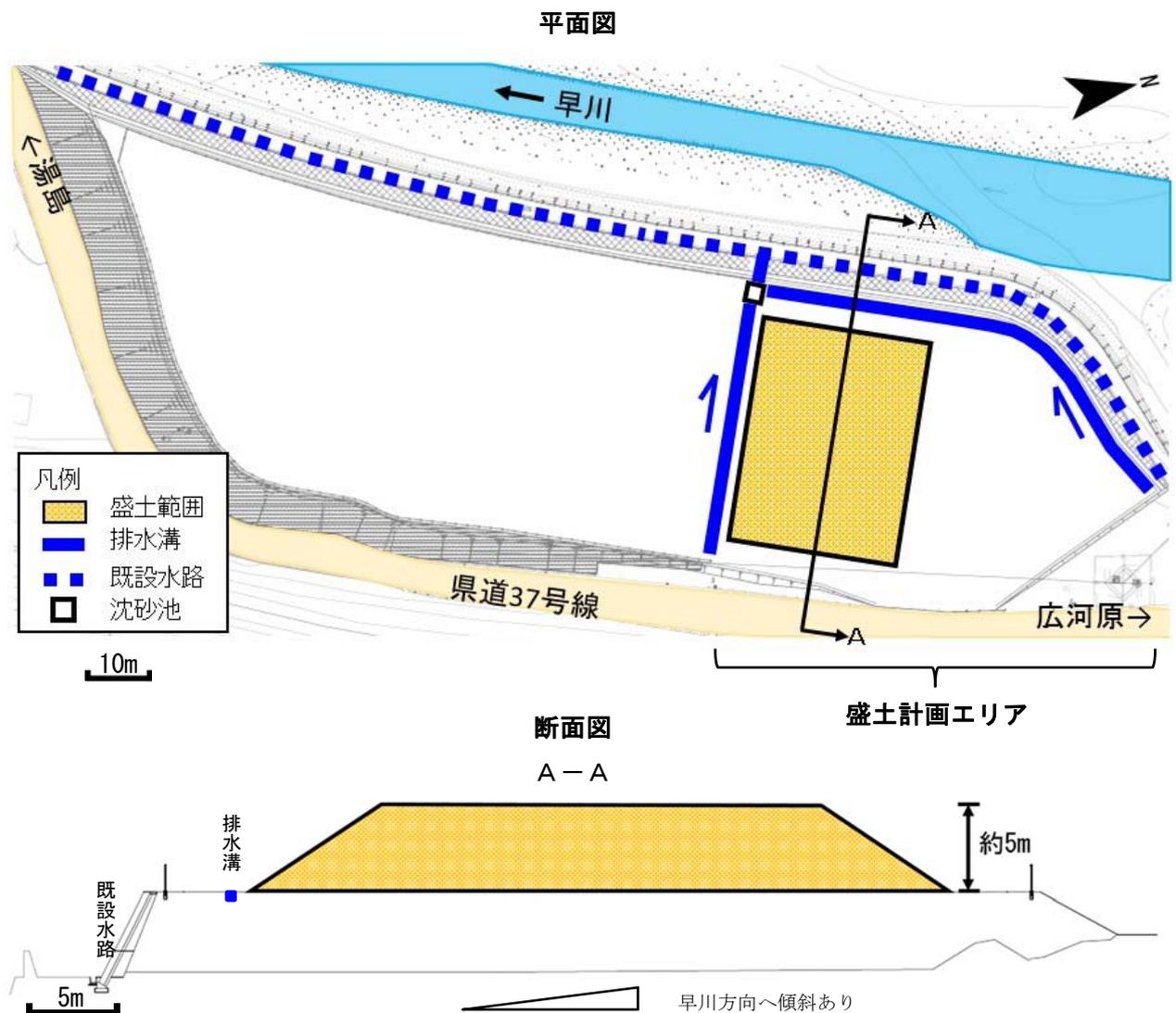
注：通年使用への変更に伴い、下線部を追加しました。（平成 30 年 6 月）

2-3 工事の概要

奈良田地区発生土仮置き場は、中央新幹線のトンネル掘削に係る発生土（要対策土を除く。）の一時的な仮置き場として使用する計画である。発生土を早川・芦安連絡道路事業（山梨県事業：事業の概ねの位置は図 2-1(1)参照）で活用するため、早川・芦安連絡道路事業へ発生土を運搬する際の中継地として使用する。計画地は、毎年概ね6月下旬から11月上旬まで登山者用の駐車場*として利用されており、駐車場の利用に支障をきたさない範囲で一部（北側）に発生土を一時仮置きする。

奈良田地区発生土仮置き場は、最大盛土高さ 5m を想定している。奈良田地区発生土仮置き場における盛土計画を図 2-3 に示す。

*毎年概ね6月下旬から11月上旬まで、県道37号線の開運トンネル以北ではマイカー規制が実施される。登山者は計画地に駐車し、公共交通機関で開運トンネル以北へ向かう。



※今後の行政等との協議により構造や配置を変更する可能性がある

図 2-3 (1) 奈良田地区発生土仮置き場における盛土計画（冬季閉鎖期間）

注：通年使用への変更等に伴い、下線部を更新及び追加しました。（平成 30 年 6 月）

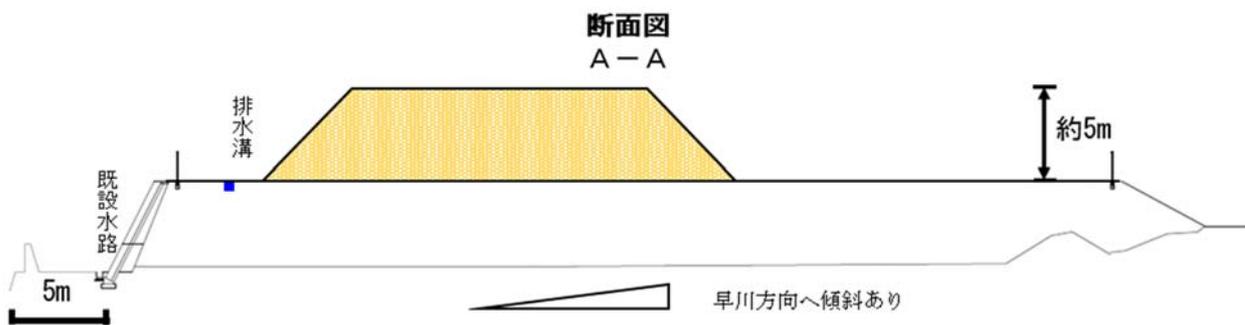
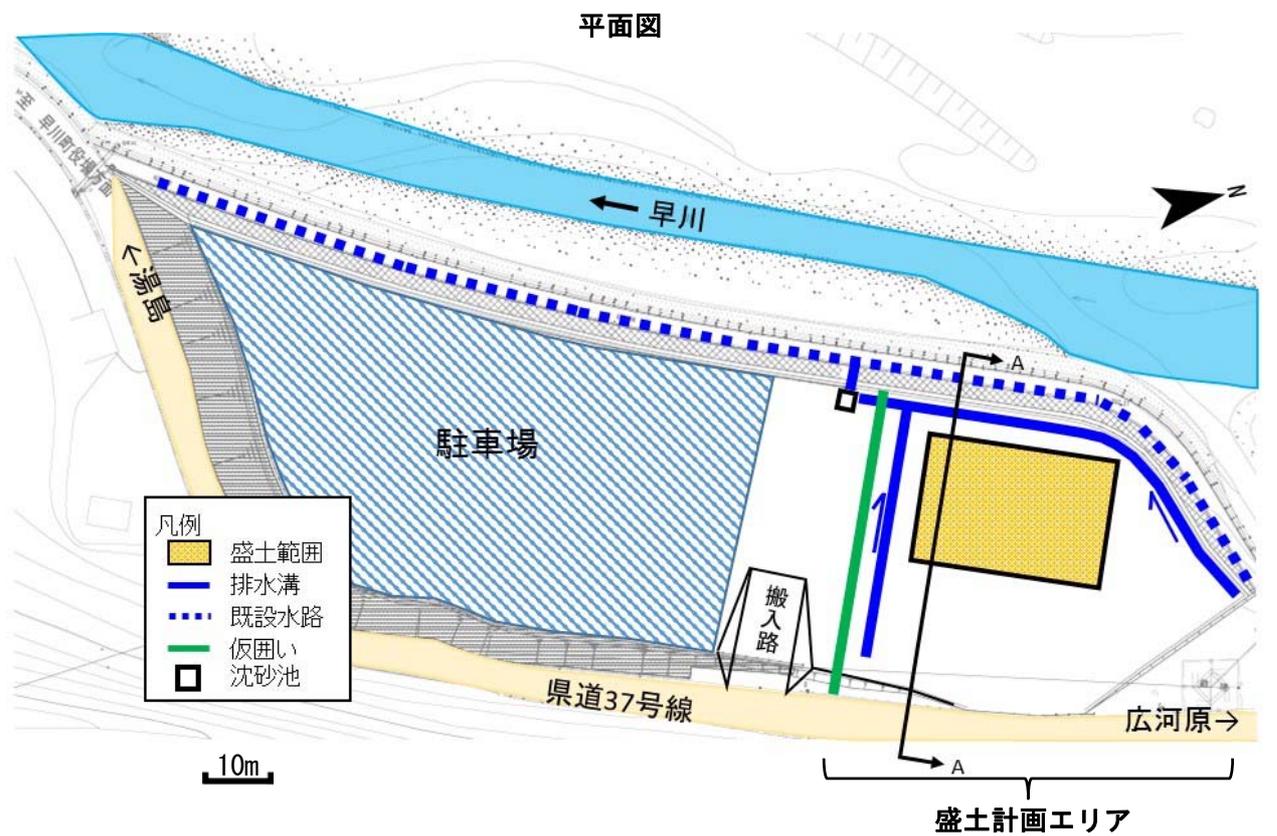


図 2-3 (2) 奈良田地区発生土仮置き場における盛土計画 (マイカー規制期間)

注：通年使用への変更に伴い、図 2-3(2)を追加しました。(平成 30 年 6 月)

工事概要は以下のとおりである。

- ・作業時間：8時15分～17時00分※
- ・休工期間：日曜日
- ・工事期間：平成29年11月～平成36年度（予定）
（発生土の発生状況等により、工事期間の変更や、やむを得ず休工期間に作業や運搬を行うことがある。）

※日照時間等の環境条件や関係者との調整を踏まえ、奈良田地区発生土仮置き場から早川・芦安連絡道路事業地までの発生土運搬時間を一日当たり最大2時間程度延長する場合があります。その場合、奈良田地区発生土仮置き場の作業時間も同様に一日当たり最大2時間程度延長する。なお、当該運行ルート上には民家等は存在しない。

主な施工手順を図2-4に示す。

仮置き部分への搬入前に、整地や排水溝等の仮設設備の設置等の準備工を行う。発生土は建設機械を用いて敷き均し、締固めを行う。なお、冬季閉鎖期間とマイカー規制期間の間に行う盛土形状変更時には、仮囲いの設置撤去、排水溝の一部移設等の段取り替えを行う。仮置き期間終了後は、仮設設備等を全て撤去し原形復旧する。

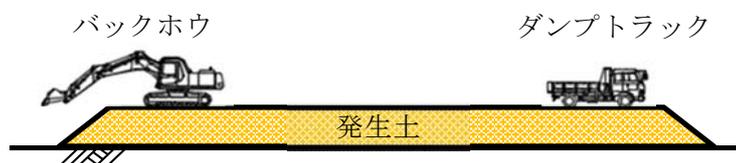


図2-4 (1) 奈良田地区発生土仮置き場における主な施工手順（発生土搬入、締固め）



図2-4 (2) 奈良田地区発生土仮置き場における主な施工手順（仮置き）



図2-4 (3) 奈良田地区発生土仮置き場における主な施工手順（発生土搬出）

注：通年使用への変更に伴い、下線部を更新及び追加しました。（平成30年6月）

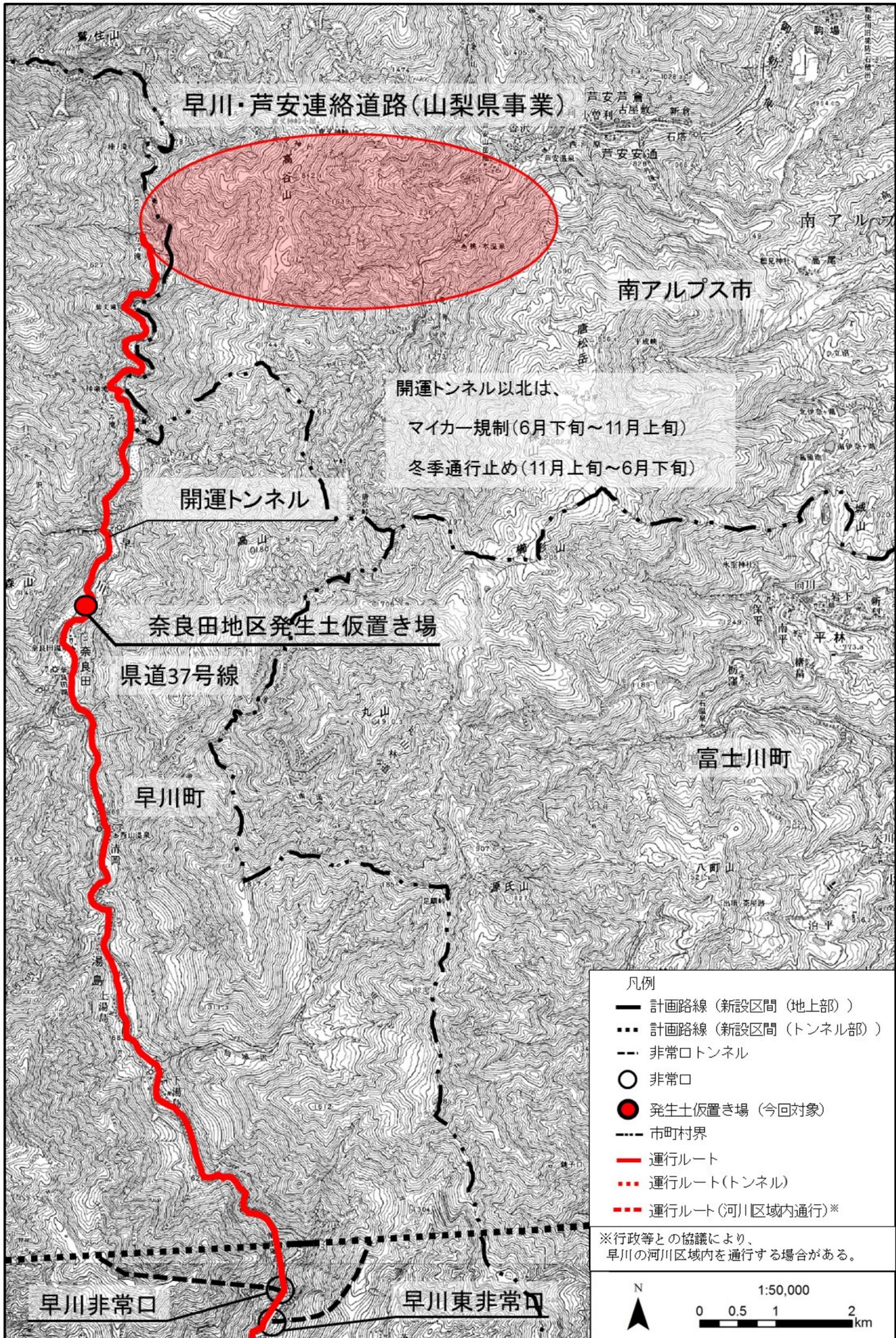


図 2-5(1) 工事用車両の運行ルート

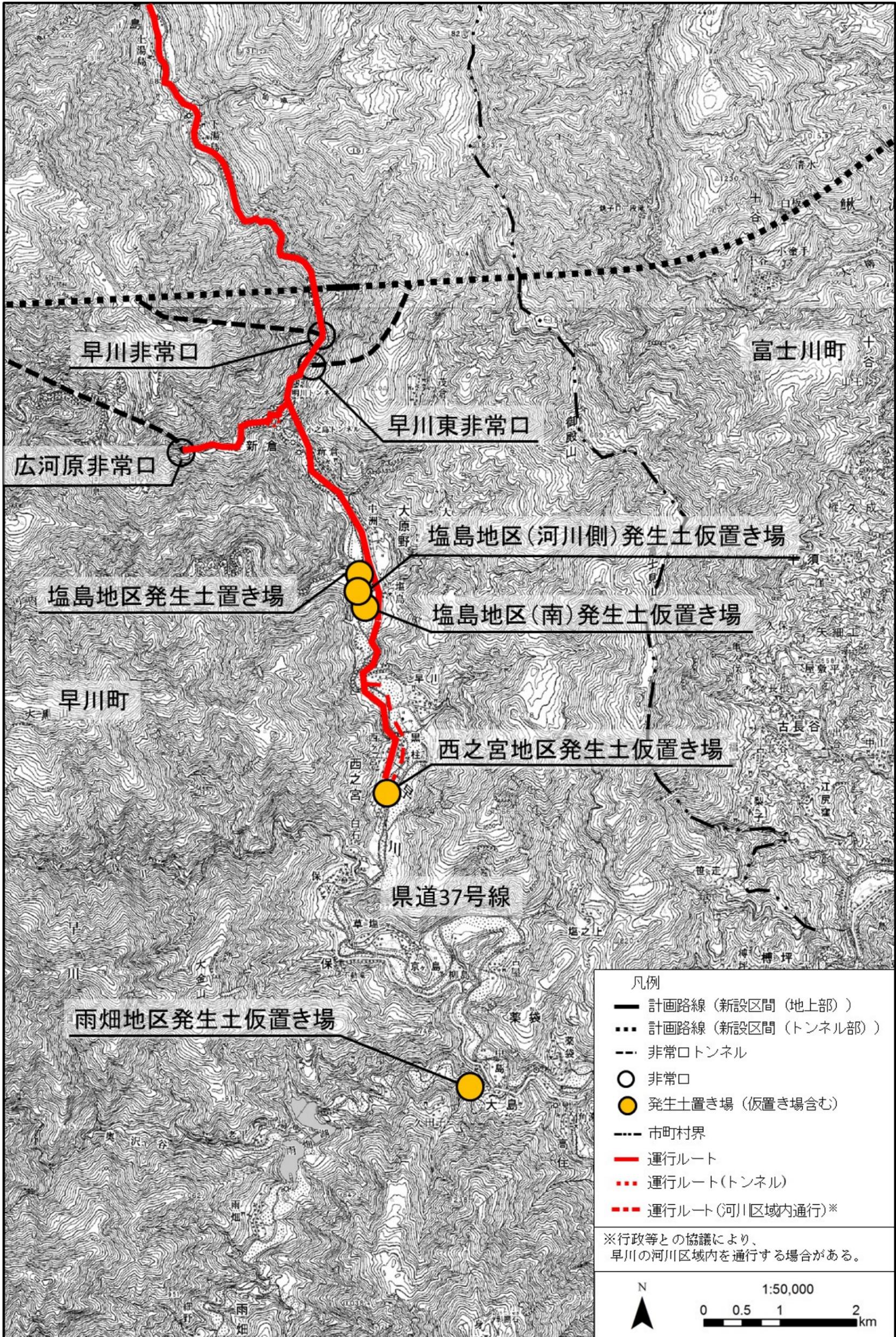


図 2-5(2) 工事用車両の運行ルート

第3章 調査及び影響検討の手法

周辺の地域の特性と事業の特性を踏まえ、事業の実施により環境に影響を及ぼすと想定される項目を抽出し、調査及び影響検討の手法を選定した。

3-1 調査及び影響検討項目の選定

調査及び影響検討の項目を、表 3-1 に示す。

表 3-1(1) 調査及び影響検討項目

影響要因	調査及び影響検討項目	選定	備考
建設機械の稼働	大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	⊖	建設機械の稼働に係る大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響については、建設機械の台数が少なく、発生土仮置き場計画地の周囲に住居等が存在しないことから非選定とした。
	大気質(粉じん等)	⊖	建設機械の稼働に係る大気質(粉じん等)への影響については、建設機械の台数が少なく、発生土仮置き場計画地の周囲に住居等が存在しないことから非選定とした。
	騒音	⊖	建設機械の稼働に係る騒音への影響については、建設機械の台数が少なく、発生土仮置き場計画地の周囲に住居等が存在しないことから非選定とした。
	振動	⊖	建設機械の稼働に係る振動への影響については、建設機械の台数が少なく、発生土仮置き場計画地の周囲に住居等が存在しないことから非選定とした。
	動物	⊖	既に改変された範囲であり現地の状況から非選定とした。
	生態系	⊖	既に改変された範囲であり現地の状況から非選定とした。
	温室効果ガス	⊖	建設機械の稼働に伴い発生する温室効果ガスは、建設機械の台数が少ないことから非選定とした。

「○」は、評価書作成時において選定した項目を示す。

「⊖」は、評価書作成時において選定した項目で、削除した項目を示す。

表 3-1(2) 調査及び影響検討項目

影響要因	調査及び影響検討項目	選定	備考
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質) ※	⊖	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)への影響については、「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)工事における環境保全について(平成27年12月)」(以下、「環境保全計画書」という。)において検討がされているため非選定とした。
	大気質(粉じん等) ※	⊖	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質(粉じん等)への影響については、環境保全計画書において検討がされているため非選定とした。
	騒音※	⊖	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音への影響については、環境保全計画書において検討がされているため非選定とした。
	振動※	⊖	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動への影響については、環境保全計画書において検討がされているため非選定とした。
	動物	⊖	既に改変された範囲であり現地の状況から非選定とした。
	生態系	⊖	既に改変された範囲であり現地の状況から非選定とした。
	温室効果ガス	⊖	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う温室効果ガスへの影響については、評価書にて既に計上していることから非選定とした。

「○」は、評価書作成時において選定した項目を示す。

「⊖」は、評価書作成時において選定した項目で、削除した項目を示す。

表 3-1(3) 調査及び影響検討項目

影響要因	調査及び影響検討項目	選定	備考
発生土仮置き場の設置	水質（水の濁り）	○	発生土仮置き場設置に伴う排水については、水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。
	重要な地形及び地質	⊖	発生土仮置き場の周辺に重要な地形及び地質は存在しないため、非選定とした。
	文化財	⊖	発生土仮置き場の周辺に文化財は存在しないため、非選定とした。
	動物	○	既に改変された範囲であり動物への影響はないと考えられるが、発生土仮置き場設置に伴う排水については、早川へ放流するため、魚類及び底生動物については、重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
	植物	⊖	既に改変された範囲であり、現地の状況から非選定とした。
	生態系	⊖	既に改変された範囲であり、現地の状況から非選定とした。
	景観	⊖	発生土仮置き場の周辺に主要な眺望点及び景観資源は存在しないため、非選定とした。
	人と自然との触れ合いの活動の場	⊖	発生土仮置き場の周辺に主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、非選定とした。

「○」は、評価書作成時において選定した項目を示す。

「⊖」は、評価書作成時において選定した項目で、削除した項目を示す。

3-2 調査、影響検討手法の選定

3-2-1 調査手法

各項目の調査手法を、表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 発生土仮置き場の設置に関わる調査手法

調査項目	調査内容
水質（水の濁り）	<p>○調査対象 浮遊物質（SS）及び流量の状況、気象の状況、土質の状況</p> <p>○調査手法 文献調査及び現地調査</p> <p>○調査時期 文献調査：最新の資料を入手可能な時期とする。 現地調査：現地状況を踏まえ、着手前に1季調査する。</p>
動物	<p>○調査対象 魚類、底生動物の状況 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>○調査手法 文献調査及び現地調査。必要に応じて専門家へのヒアリングを行う。現地調査については下記のとおり。 魚類：任意確認 底生動物：任意確認</p> <p>○調査時期 文献調査：最新の情報を入手可能な時期とする。 現地調査：現地状況を踏まえ、着手前に1季調査する。</p>

3-2-2 影響検討手法

各項目の影響検討手法を、表 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 発生土仮置き場の設置に関わる影響検討手法

検討項目	検討内容
水質（水の濁り）	<p>○検討項目 発生土仮置き場の設置に係る浮遊物質量（SS）による影響</p> <p>○検討手法 配慮事項を明らかにすることにより定性的に検討する。</p> <p>○検討対象時期 仮置き期間を含む工事中とする。</p>
動物	<p>○検討項目 発生土仮置き場の設置に係る魚類、底生動物の重要な種及び注目すべき生息地に対する影響</p> <p>○検討手法 既存の知見の引用又は解析により検討するものとし、重要な種及び地域個体群への影響の種類、影響の箇所、影響の程度について検討する。</p> <p>○検討対象時期 仮置き期間を含む工事中とする。</p>

第4章 調査結果の概要並びに影響検討の結果

4-1 水環境

4-1-1 水質

(1) 水の濁り

奈良田地区発生土仮置き場の設置により、水の濁りが発生するおそれがあることから、調査及び影響検討を行った。なお、評価書作成時において、同一水系の下流側において環境調査を行っていることから、その結果を参考として使用することとした。（資料編 4-1「環境影響評価書に記載した水の濁りによる影響について」参照）

1) 調査

ア. 調査すべき項目

調査項目は、浮遊物質量（SS）及び流量の状況、気象の状況、土質の状況とした。

イ. 調査の基本的な手法

7) 浮遊物質量（SS）及び流量の状況

調査地域に該当する文献は確認されなかった。現地調査の方法を、表 4-1-1-1 に示す。

表 4-1-1-1 現地調査の方法

調査項目	調査方法
浮遊物質量（SS）	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める測定方法に準拠する。
流量	「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管30号）に定める測定方法に準拠する。

1) 気象の状況

現地調査日の天候を記録し、降水による影響がないことを確認した。

2) 土質の状況

対象となる公共用水域の底質の状況についての現地調査により、粘土、シルト、砂、砂利、玉石、巨礫等の区分を行った。

ウ. 調査地域

発生土仮置き場の設置に係る水の濁りの影響を受けるおそれがあると認められる公共用水域とした。

エ. 調査地点

現地調査地点は、調査地域の内、公共用水域の分布状況等を考慮し、浮遊物質量（SS）及び流量の現況を地区として把握することができる地点とした。調査地点を表 4-1-1-2 及び図 4-1-1-1 に示す。

表 4-1-1-2 現地調査地点 (SS、流量、気象、土質)

地点番号	市町村名	水系	対象公共用水域
01	早川町	富士川	早川 (奈良田)

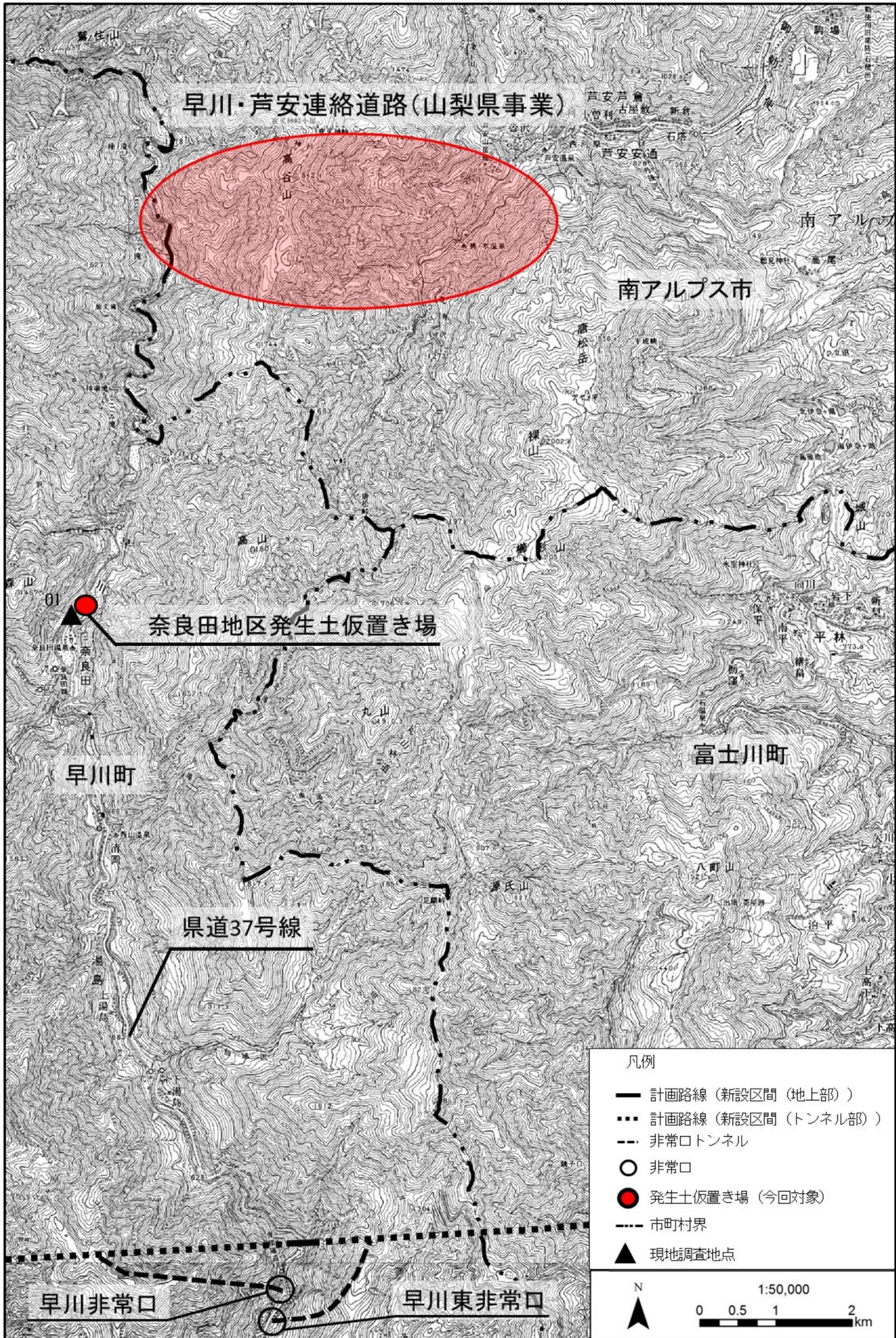


図 4-1-1-1 現地調査地点

注：図 4-1-1-1 に「県道 37 号線」を追記しました。(平成 30 年 6 月)

オ. 調査期間

調査日を表 4-1-1-3 に示す。

表 4-1-1-3 現地調査期間

地点番号	調査日
01	平成 29 年 11 月 6 日

カ. 調査結果

7) 現地調査

現地調査の結果を表 4-1-1-4 に示す。

表 4-1-1-4(1) 現地調査結果（浮遊物質（SS）及び流量の状況）

地点番号	市町村名	水系	対象公共用水域	SS (mg/L)	流量 (m ³ /s)	類型指定
01	早川町	富士川	早川（奈良田）	3.2	2.6	A* <25mg/L

※ 類型指定のない河川のため、合流する河川の類型指定を準用した。また、「<」は未満を示す。

表 4-1-1-4(2) 現地調査結果（気象の状況）

地点番号	市町村名	水系	対象公共用水域	調査日	天候	備考
01	早川町	富士川	早川（奈良田）	平成 29 年 11 月 6 日	晴れ	調査結果に影響を及ぼす降水は確認されなかった。

表 4-1-1-4(3) 現地調査結果（土質の状況）

地点番号	市町村名	水系	対象公共用水域	土質の状況
01	早川町	富士川	早川（奈良田）	砂、砂利、玉石、巨礫

2) 影響検討

ア. 発生土仮置き場の設置

7) 検討

a) 検討項目

検討項目は、発生土仮置き場の設置に係る浮遊物質（SS）による影響とした。

b) 検討の基本的な手法

発生土仮置き場の設置に係る浮遊物質（SS）の影響について、配慮事項を明らかにすることにより定性的に検討した。

c) 検討地域

発生土仮置き場の設置に係る水の濁りの影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

d) 検討地点

検討地域の内、公共用水域の分布状況を考慮し、発生土仮置き場の設置に係る水の濁りの影響を地区として検討することができる地点とした。検討地点を表 4-1-1-5 及び図 4-1-1-2 に示す。

表 4-1-1-5 検討地点

地点 番号	市町村名	水系	対象公共用水域	計画施設
01	早川町	富士川	早川（奈良田）	発生土仮置き場

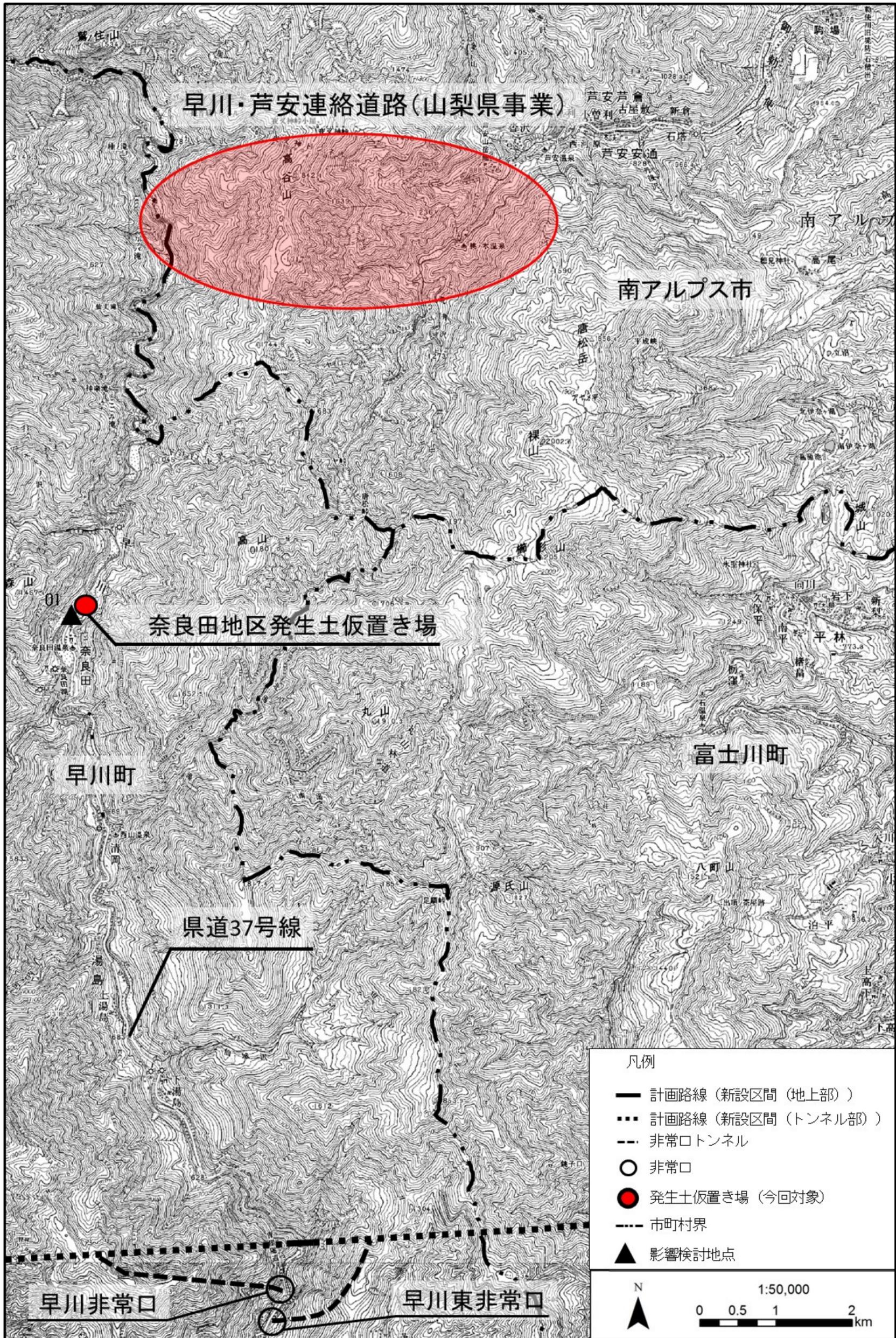


図 4-1-1-2 影響検討地点

注：図 4-1-1-2 に「県道 37 号線」を追記しました。(平成 30 年 6 月)

e) 検討対象時期

仮置き期間を含む工事中とした。

f) 検討条件の設定

本事業では、発生土仮置き場の設置に伴い発生する濁水は、法令に基づく環境基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することを検討の前提条件とした。

g) 検討結果

発生土仮置き場の設置に伴い発生する濁水は、「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号、改正平成28年環境省告示第37号）に定められた公共用水域の生活環境の保全に関する環境基準を満足することを確認した場合、公共用水域へ直接排水することから、周辺公共用水域への水の濁りの影響は小さいものと考えられる。

h) 環境保全措置の検討

a) 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、発生土仮置き場の設置による水の濁りに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を表4-1-1-6に示す。

表 4-1-1-6 環境保全措置の検討の状況（水の濁り）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事排水の適切な処理	適	工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する仮設沈砂池を設置し、仮設沈砂池で対応できない場合は処理装置を設置し、沈殿等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
工事排水の監視	適	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底できることから、環境保全措置として採用する。
処理装置の点検・整備による性能維持	適	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の適正処理を徹底することができることから環境保全措置として採用する。

b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、発生土仮置き場の設置による水の濁りに係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」及び「処理装置の点検・整備による性能維持」を実施する。

環境保全措置の内容を表4-1-1-7に示す。

表 4-1-1-7(1) 環境保全措置の内容（発生土仮置き場の設置に係る水の濁り）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	工事排水の適切な処理
	位置・範囲	発生土仮置き場を設置する箇所
	時期・期間	仮置き期間中を含む工事中
環境保全措置の効果	工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する仮設沈砂池を設置し、仮設沈砂池で対応できない場合は処理装置を設置し、沈殿等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 4-1-1-7(2) 環境保全措置の内容（発生土仮置き場の設置に係る水の濁り）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	工事排水の監視
	位置・範囲	発生土仮置き場を設置する箇所
	時期・期間	仮置き期間中を含む工事中
環境保全措置の効果	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 4-1-1-7(3) 環境保全措置の内容（発生土仮置き場の設置に係る水の濁り）

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
実施内容	種類・方法	処理装置の点検・整備による性能維持
	位置・範囲	発生土仮置き場を設置する箇所
	時期・期間	仮置き期間中を含む工事中
環境保全措置の効果	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の適正処理を徹底することができる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

c) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は表 4-1-1-7 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、水の濁りに係る環境影響が回避又は低減される。

㊦) 事後調査

発生土仮置き場の設置に伴い発生する濁水は、公共用水域の生活環境の保全に関する環境基準を満足することを確認した場合のみ、公共用水域へ排水することを前提としており、検討結果の不確実性は小さいこと、また採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

i) 評価

a) 評価の手法

①回避又は低減に係る評価

事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

b) 評価結果

①回避又は低減に係る評価

本事業では、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」及び「処理装置の点検・整備による性能維持」を確実に実施することから、発生土仮置き場の設置による水の濁りに係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。

4-2 動物・植物・生態系

4-2-1 動物

奈良田地区発生土仮置き場計画地は、夏季における登山者向けの駐車場として既に整備された範囲であるが、工事の実施（発生土仮置き場の設置）に伴う排水によって重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから、調査及び影響検討を行った。なお、評価書作成時において、該当範囲と同一水系の下流側で環境調査を行っていることから、その結果も参考として使用することとした。（資料編「5-1 環境影響評価書に記載した動物への影響について」参照）

(1) 調査

1) 調査すべき項目

ア. 魚類、底生動物の状況

調査項目は、魚類、底生動物の状況とした。

イ. 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

調査項目は、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況とした。

ウ. 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

調査項目は、注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況とした。

2) 調査の基本的な手法

ア. 魚類、底生動物の状況

文献調査により、地域に生息する動物関連の文献、資料を収集し整理した。なお、必要に応じて専門家ヒアリングを行った。

現地調査の方法を、表 4-2-1-1 に示す。

表 4-2-1-1 動物の調査方法

調査項目	調査方法	
魚類	任意確認	調査地域内に設定した調査地点・範囲（河川）において、現地状況を踏まえた調査を行った。
底生動物	任意確認	調査地域内に設定した調査地点・範囲（河川）において、現地状況を踏まえた調査を行った。

イ. 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

表 4-2-1-2 に示す基準に該当するものを重要な種として選定した。

なお、重要な種の選定にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、選定した。

表 4-2-1-2 重要な種及び注目すべき生息地の選定基準

番号	文献及び法令名	区分
①	文化財保護法（昭和 25 年、法律第 214 号）	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （平成 4 年、法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	自然環境保全法（昭和 47 年、法律第 85 号）	○：指定の地域
④	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 （昭和 55 年）	○：指定湿地
⑤	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年）	○：自然遺産の登録基準に該当するもの
⑥	山梨県文化財保護条例（昭和 31 年、山梨県条例第 29 号） 早川町文化財保護条例（昭和 40 年、早川町条例第 10 号）	県天：県指定天然記念物 早：早川町指定天然記念物
⑦	山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例 （平成 19 年、山梨県条例第 34 号）	指定：指定希少野生動植物種 特定：特定希少野生動植物種
⑧	山梨県自然環境保全条例（昭和 46 年、山梨県条例第 38 号）	○：自然環境保全地域
⑨	環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、 その他無脊椎動物、汽水・淡水魚類 （平成 29 年、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑩	山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅の恐れのある野生生物 （平成 17 年、山梨県）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 N：要注目種
⑪	日本の地形レッドデータブック第 1 集 新装版－危機にある地形－ （平成 12 年 8 月、小泉武栄・青木賢人編） 日本の地形レッドデータブック第 2 集 ー保存すべき地形ー （平成 14 年 3 月、小泉武栄・青木賢人編）	○：動物や植物の生息地としての 重要な地形
⑫	専門家の助言により選定した種	○：選定種

ウ. 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

文献調査により、注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況に関し、表 4-2-1-2 に示す基準に該当するものを調査した。

3) 調査地域

発生土仮置き場及びその周囲を対象に工事の実施（発生土仮置き場の設置）に係る動物への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。

4) 調査地点

調査地域の内、自然環境の状況及び利用状況等を考慮し動物相の現状を、地区として把握することができる範囲に現地調査地点を設定した。

調査地点を表 4-2-1-3 及び図 4-2-1-1 に示す。

表 4-2-1-3 現地調査地点

地点番号	地域名称
01	早川町（奈良田）地区

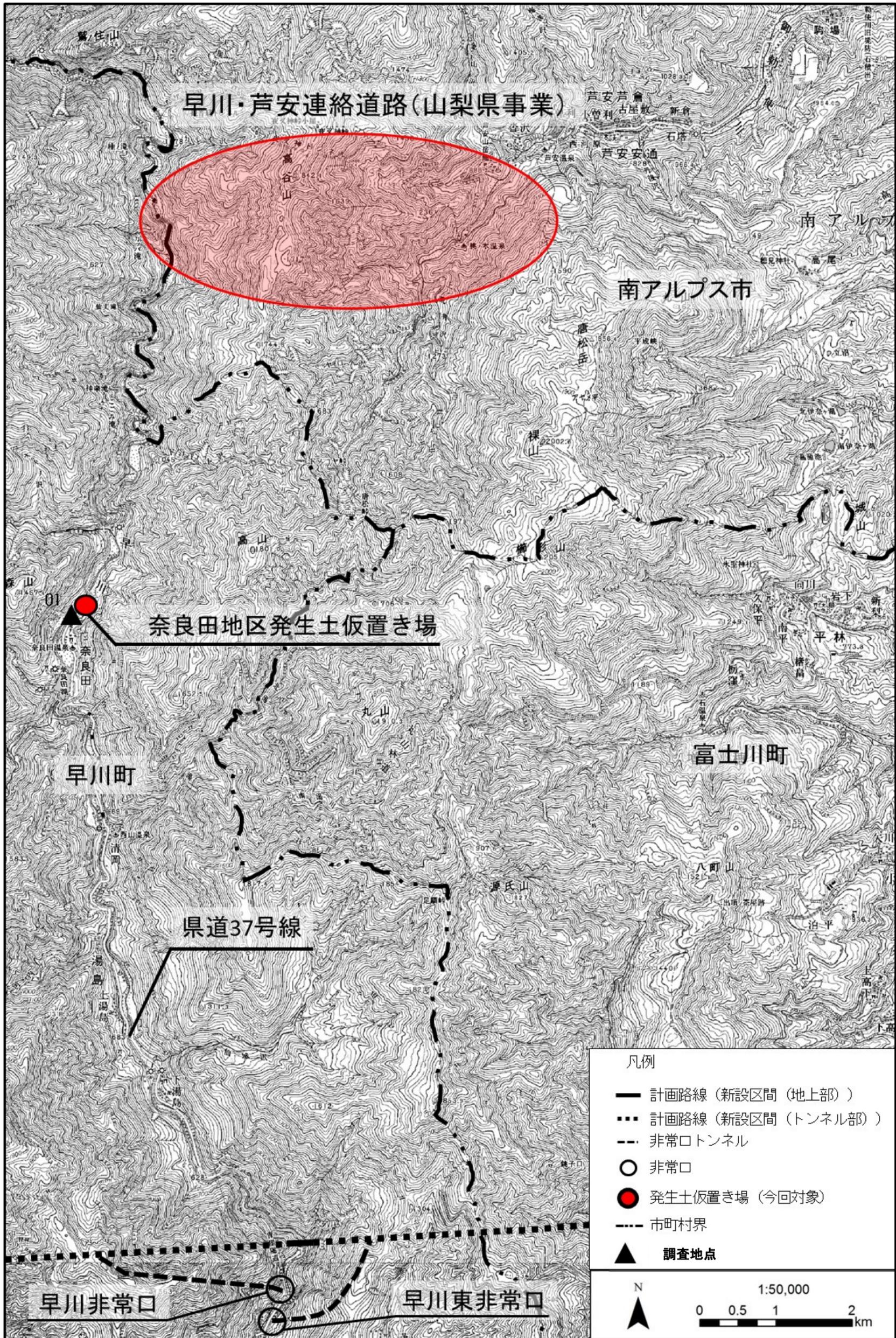


図 4-2-1-1 現地調査地点

注：図 4-2-1-1 に「県道 37 号線」を追記しました。(平成 30 年 6 月)

5) 調査期間

魚類及び底生動物の現地調査は、表 4-2-1-4 に示す時期に実施した。

表 4-2-1-4 現地調査期間

地点番号	調査項目	調査手法	調査実施日
01	魚類	任意確認	平成 29 年 10 月 11 日
	底生動物	任意確認	平成 29 年 10 月 11 日

6) 調査結果

魚類及び底生動物について現地調査の結果を以下に示す。

ア. 魚類

7) 重要な魚類の分布、生息の状況及び生息環境の状況

文献調査により確認した重要な魚類は 2 目 2 科 4 種であり、現地調査では重要な魚類は確認されなかった。調査で確認した重要な魚類とその選定基準を、表 4-2-1-5 に示す。

表 4-2-1-5 重要な魚類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	確認状況		選定基準							
				文献	現地	①	②	⑥	⑦	⑨	⑩	⑫	
1	サケ	サケ	ニッコウイワナ	○							DD	LP	
2			ヤマメ	○							NT	LP	
3			アマゴ	○								NT	LP
4	カサゴ	カジカ	カジカ	○							NT	N	
計	2 目	2 科	4 種	4 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	4 種	4 種	0 種

- 注 1. 文献調査及び現地調査によって位置情報が確認された種について確認状況欄にそれぞれ○を記載した。
 注 2. 分類、配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査 最新版 平成 28 年度版生物リスト」（平成 28 年、国土交通省）に準拠した。
 注 3. 重要な種の選定基準は以下のとおりである。
- ①「文化財保護法」
 特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
 国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ⑥山梨県文化財保護条例（昭和 31 年、山梨県条例第 29 号）
 県天：県指定天然記念物
 各市町指定の天然記念物は以下のとおり
 早：早川町文化財保護条例
- ⑦山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（平成 19 年、山梨県条例第 34 号）
 指定：指定希少野生動植物種
 特定：特定希少野生動植物種
- ⑨「環境省第 4 次レッドリスト 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物、汽水・淡水魚類」（平成 29 年、環境省）
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
 VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ⑩山梨県レッドデータブック 山梨県の絶滅の恐れのある野生生物（平成 17 年、山梨県）
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、
 DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、N：要注目種
- ⑫専門家より指摘された種
 ○：選定種

4) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である魚類の生息の状況及び生息環境の状況

調査の結果、注目すべき生息地は確認されなかった。

イ. 底生動物

7) 重要な底生動物の分布、生息の状況及び生息環境の状況

文献調査及び現地調査では重要な底生動物は確認されなかった。

4) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である底生動物の生息の状況及び生息環境の状況

調査の結果、注目すべき生息地は確認されなかった。

(2) 影響検討

1) 検討

ア. 検討項目

調査で確認された重要な種及び注目すべき生息地に対する工事の実施（発生土仮置き場の設置）による影響の程度について検討した。

イ. 検討の基本的な手法

既存の知見の引用又は解析により、重要な種及び地域個体群への影響の種類、影響の箇所、影響の程度について検討した。

ウ. 検討地域

発生土仮置き場及びその周囲の内、工事の実施（発生土仮置き場の設置）に係る重要な種の生息地への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。

エ. 検討対象時期

仮置き期間を含む工事中とした。

オ. 検討対象種の選定

検討対象種は、文献調査又は現地調査によって発生土仮置き場及びその周囲に生息する可能性が高いと考えられる重要な種とした。

重要な種の検討対象種の選定結果を、表 4-2-1-6 に示す。

表 4-2-1-6 検討対象種の選定結果

分類	区分	種名
魚類	現地調査で確認された種（0種）	—
	文献調査において発生土仮置き場及びその周囲に生息する可能性が高いと考えられる重要な種の内、現地調査で確認されなかった種（4種）	ニッコウイワナ、ヤマメ、アマゴ、カジカ
底生動物	現地調査で確認された種（0種）	—
	文献調査において発生土仮置き場及びその周囲に生息する可能性が高いと考えられる重要な種の内、現地調査で確認されなかった種（0種）	—

カ. 影響検討の手順

影響検討は、図 4-2-1-2 の手順に基づき行った。

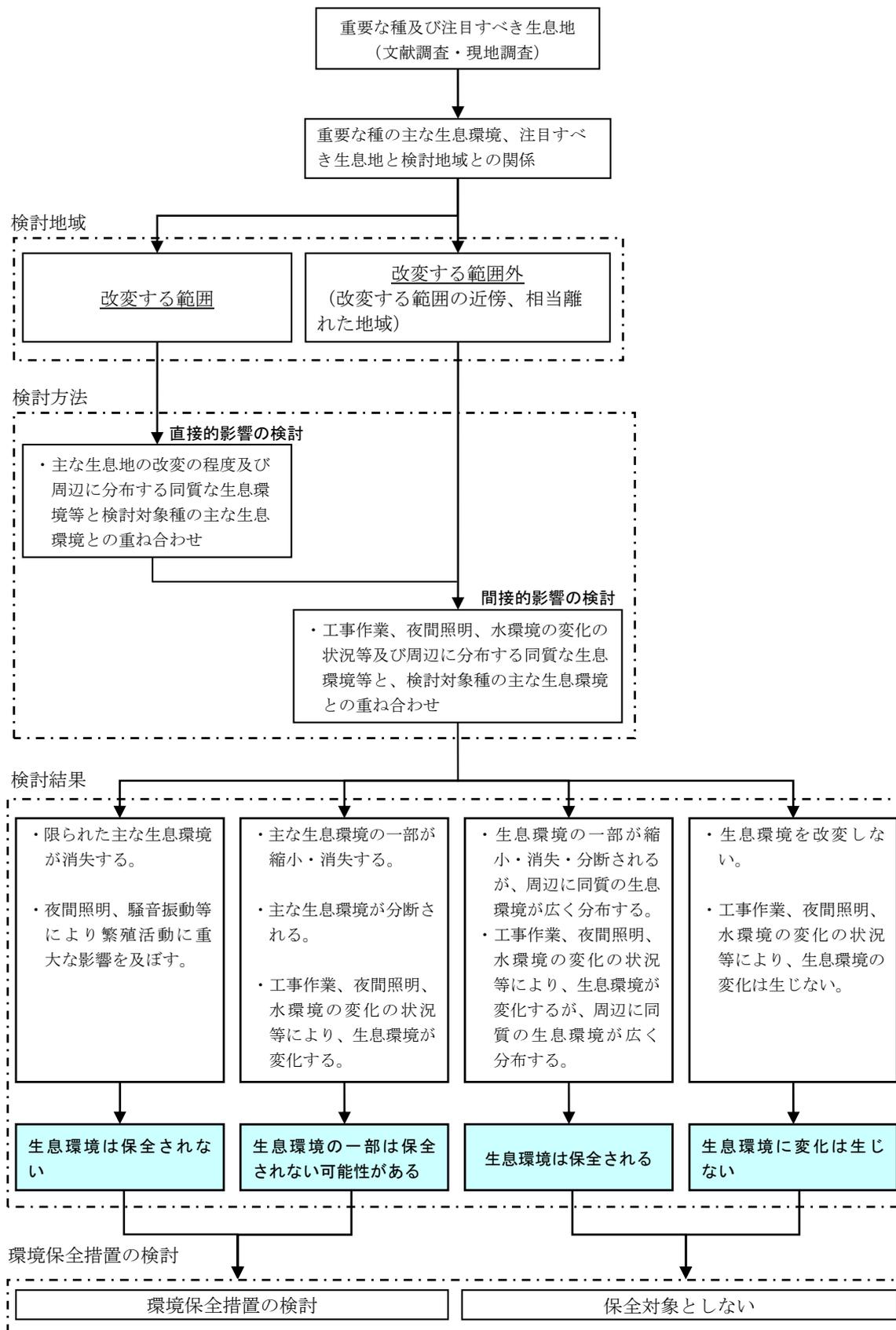


図 4-2-1-2 影響検討の手順

※「影響検討の手順」は影響検討の考え方を分かりやすく表現するために作成したものであり、影響検討は個別の種ごとに実施した。詳細は個別の種ごとの検討結果を参照のこと。

キ. 検討結果

文献調査により発生土仮置き場周辺に生息するとされている重要な種について、発生土仮置き場の設置によりその種の生息環境が改変される程度を検討した。

なお、魚類や底生動物等の移動範囲に関する知見は限られているが、個別の種ごとの一般生態、確認地点の生息環境を踏まえて、影響検討を実施した。

7) 現地調査で確認された重要な種に対する検討結果

現地調査では、重要な種は確認されなかった。

1) 文献調査でのみ確認された重要な種に対する検討結果

文献調査により発生土仮置き場及びその周囲に生息する可能性が高いと考えられる重要な種のうち、現地調査では確認されなかった重要な種は魚類4種、底生動物0種であった。

a) 重要な魚類

検討対象種は、ニッコウイワナ、ヤマメ、アマゴ、カジカの4種である。検討結果を、表4-2-1-7に示す。

表 4-2-1-7 (1) 重要な魚類の検討結果

ニッコウイワナ (サケ科)	
一般生態	山梨県富士川（あるいは神奈川県相模川）及び鳥取県日野川以北の本州各地に分布するとされている。山梨県内では、多摩川水系では小菅川、丹波川源流部とそれらの支流、相模川（桂川）水系では道志川とそれらの支流に分布している。しかし、種苗放流により、本亜種の分布域は県内全域に広がっている。また、ヤマトイワナと同様種苗放流魚の混入や交雑により、ニッコウイワナの在来個体群の生息域は減少していると考えられている。河川源流域を中心に生息し、山間部の湖やダム湖にも現れる。産卵期は秋で、砂利に覆われた浅い川底、瀬や淵の岸辺に点在する岩や流木の際等の緩流部に産卵する。また、本流よりも小さな支流や分流を好む。動物食で、水生昆虫や陸生昆虫、ミミズ、小魚、サンショウウオ、カエル等を食する。山本ら(2004) ¹⁾ によると、本種の出水前後での移動状況は±26m以内が大半を占め定着性が強い。
検討結果	工事の実施（発生土仮置き場の設置） <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う排水は、仮設沈砂池を配置し、必要に応じて濁水処理設備を設置して適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。 ・以上のことから、生息環境に変化は生じない。

表 4-2-1-7 (2) 重要な魚類の検討結果

ヤマメ (サケ科)	
一般生態	<p>北海道、神奈川県、山口県以北の本州、大分県、宮崎県を除く九州等に不連続に分布する。山梨県内では多摩川水系と相模川（桂川）水系に分布する。源流部を除く溪流部に広く分布しており、両水系に分布するニッコウイワナと比べ若干標高の低い場所に生息する。イワナ類同様、釣り対象魚として盛んに放流が行われており、ヤマメの在来個体群の分布域は減少している。</p> <p>真夏でも 20℃を超えない清澄な水で、淵と早瀬あるいは落ち込みが交互に連なるところを生息場所とする。産卵期は 10 月から 11 月で、瀬尻の砂礫底に産卵する。</p> <p>流れてくる水生昆虫や、落下昆虫等を食する。</p> <p>降海個体をサクラマスという。主に水生昆虫の幼虫を食するが、夏には陸生の落下昆虫を食することが多くなる。</p> <p>本種の移動距離は十分に知られていないが、NAKANO ら(1990)²⁾によると、亜種であるアマゴは非繁殖期には 20m 以下、繁殖期には移動距離がわずかに増加する傾向があるが、定住性がみられる。</p>
検討結果	<p>工事の実施（発生土仮置き場の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う排水は、仮設沈砂池を配置し、必要に応じて濁水処理設備を設置して適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。 ・以上のことから、生息環境に変化は生じない。

表 4-2-1-7 (3) 重要な魚類の検討結果

アマゴ (サケ科)	
一般生態	<p>神奈川県酒匂川の右岸側支流以西の本州太平洋側、四国全域及び大分県大野川以北の九州瀬戸内側の各河川に生息するが、放流によりアマゴとヤマメの分布域は乱れている。山梨県内では富士川水系に分布する。富士川の源流部を除く本流部と、支流に広く分布している。同水系に生息するヤマトイワナと比べ若干標高の低い場所に主に生息する。イワナ類同様、釣り対象魚として盛んに放流が行われており、アマゴの在来個体群の分布域は減少している。なお、富士川本流で希に銀毛したアマゴが採捕されることがあり、春には甲府盆地内でサツキマスが毎年釣獲されている。</p> <p>年間を通じて 20℃以下の渓流域に生息し、淵の中心部からかけあがり部で生活する。産卵期は 10 月中旬から 1 月下旬で、瀬尻のかけあがり部の平瀬や岸寄りの巻き返しの砂礫底に産卵床を掘って産卵する。主に水生昆虫の幼虫を食するが、夏には陸生の落下昆虫を食することが多くなる。</p> <p>NAKANO ら(1990)²⁾によると、本種の移動距離は、非繁殖期には 20m 以下、繁殖期には移動距離がわずかに増加する傾向があるが、定住性がみられる。</p>
検討結果	<p>工事の実施（発生土仮置き場の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う排水は、仮設沈砂池を配置し、必要に応じて濁水処理設備を設置して適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。 ・以上のことから、生息環境に変化は生じない。

表 4-2-1-7 (4) 重要な魚類の検討結果

カジカ (カジカ科)			
一般生態	本州から九州に分布する河川陸封種である。山梨県内では富士川水系、多摩川水系、相模川(桂川)水系の、主に上流域に生息している。 河川上流の溪流環境に生息し、瀬の石礫底に多い。産卵期は東日本では3月下旬から6月上旬で、瀬の石礫底に産卵する。肉食性で、主に水生昆虫を食するほか、流下昆虫、底生小動物、小魚も食する。 棗田(2007) ³⁾ によると、最外郭法によって算出された夜間の行動圏サイズは平均9.8 m ² 、レンジ0.3-79.9 m ² である。		
検討結果	<table border="1"> <tr> <td>工事の実施 (発生土仮置き場の設置)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に伴う排水は、仮設沈砂池を配置し、必要に応じて濁水処理設備を設置して適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。 以上のことから、生息環境に変化は生じない。 </td> </tr> </table>	工事の実施 (発生土仮置き場の設置)	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に伴う排水は、仮設沈砂池を配置し、必要に応じて濁水処理設備を設置して適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。 以上のことから、生息環境に変化は生じない。
工事の実施 (発生土仮置き場の設置)	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施に伴う排水は、仮設沈砂池を配置し、必要に応じて濁水処理設備を設置して適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。 以上のことから、生息環境に変化は生じない。 		

- 1) 山本聡, 沢本良宏, 井口恵一朗, 北野聡 (2004) 千曲川水系の山地溪流における出水後のイワナの停留と移動, 長野県水産試験場研究報告, 第6号: 1-3.
- 2) Nakano S, Kachi T, Nagoshi M (1990) Restricted movement of the fluvial form of red-spotted masu salmon, *Oncorhynchus masou rhodurus*, in a mountain stream, central Japan. Japan. J. Ichthyol., 37: 158-163.
- 3) 棗田孝晴 (2007) カジカ大卵型 (カジカ科魚類) 成魚の夜間行動圏サイズの推定, 底質のトポグラフィとサンプリング間隔に関連して, Journal of Ethology, Vol. 25: 87-93.

b) 重要な底生動物

検討対象種は0種である。

2) 環境保全措置の検討

ア. 環境保全措置の検討の状況

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（発生土仮置き場の設置）による動物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。

環境保全措置の検討の状況を表 4-2-1-8 に示す。

表 4-2-1-8 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	保全対象種	実施の適否	適否の理由
工事従事者への講習・指導	河川を生息環境とする重要種全般	適	不用意な立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
仮設沈砂池の設置	河川を生息環境とする重要種全般	適	仮設沈砂池を設置することで濁水の発生が抑えられ、魚類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。

工事計画を検討するにあたり、重要な種の生息状況を踏まえ、専門家の助言等を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。

イ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

本事業では、工事の実施（発生土仮置き場の設置）による動物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事従事者への講習・指導」及び「仮設沈砂池の設置」を実施する。

環境保全措置の内容を、表 4-2-1-9 に示す。

表 4-2-1-9 (1) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
保全対象種	河川を生息環境とする重要種全般	
実施内容	種類・方法	工事従事者への講習・指導
	位置・範囲	発生土仮置き場とその周辺
	時期・期間	仮置き期間を含む工事中
環境保全措置の効果	不用意な立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

表 4-2-1-9 (2) 環境保全措置の内容

実施主体	東海旅客鉄道株式会社	
保全対象種	河川を生息環境とする重要種全般	
実施内容	種類・方法	仮設沈砂池の設置
	位置・範囲	発生土仮置き場とその周辺
	時期・期間	仮置き期間を含む工事中
環境保全措置の効果	仮設沈砂池を設置することで濁水の発生が抑えられ、魚類等の生息環境への影響を低減できる。	
効果の不確実性	なし	
他の環境への影響	なし	

ウ. 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況

環境保全措置の効果は、表 4-2-1-9 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、検討結果より重要な動物への影響は回避又は低減される。

3) 事後調査

採用した検討手法は、検討の不確実性の程度が小さいこと、また採用した環境保全措置も効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

4) 評価

ア. 評価の手法

7) 回避又は低減に係る評価

動物に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより評価を行った。

イ. 評価結果

7) 回避又は低減に係る評価

本事業では、表 4-2-1-9 に示した環境保全措置を確実に実施することから、発生土仮置き場の設置に伴う、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。

第5章 環境の保全のための措置

環境影響評価の検討の過程において講ずることとした環境保全措置は本章に示すとおりである。また、環境保全措置の検討にあたっては、以下に示す考え方を基本とした。

- (1) 環境保全措置の検討にあたっては、環境への影響を回避又は低減することを優先するものとする。
- (2) 環境保全措置の実施時期、実施期間等は計画の熟度に対応し、関係機関と連携を取りつつ適切に選定する。
- (3) 環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検証等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、適切な措置を講ずることとする。

5-1 水環境

5-1-1 水質

工事の実施（発生土仮置き場の設置）による水質への影響を、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 5-1-1 に示す環境保全措置の検討を行った。

表 5-1-1 水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	環境保全措置の効果	措置の区分	実施主体	効果の不確実性	他の環境要素への影響	
工事の実施	発生土仮置き場の設置	水の濁り	水の濁りの低減	工事排水の適切な処理	工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する仮設沈砂池を設置し、仮設沈砂池で対応できない場合は処理装置を設置し、沈殿等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	低減	a	なし	なし
			工事排水の監視	工事排水の監視	工事排水の水の濁りを監視し、処理状況を定期的に確認することで、水質管理を徹底できる。	低減	a	なし	なし
			処理装置の点検・整備による性能維持	処理装置の点検・整備	処理装置を設置する場合は、点検・整備を確実にを行い、性能を維持することにより、工事排水の適正処理を徹底することができる。	低減	a	なし	なし

※実施主体

a：東海旅客鉄道株式会社

b：その他の者（自治体等）

5-2 動物・植物・生態系

5-2-1 動物

工事の実施（発生土仮置き場の設置）による動物への影響を、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 5-2-1 に示す環境保全措置の検討を行った。

表 5-2-1 動物に関する環境保全措置の検討結果

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	環境保全措置の効果	措置の区分	実施主体	効果の不確実性	他の環境要素への影響
工事の実施	発生土仮置き場の設置 への影響	工事等に伴う生息環境への影響	工事従事者への講習・指導	不用意な立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できる。	低減	a	なし	なし
	排水の流入による水質の低下	排水の流入による水質の低減	仮設沈砂池の設置	仮設沈砂池を設置することで濁水の発生が抑えられ、魚類等の生息環境への影響を低減できる。	低減	a	なし	なし

※実施主体

a：東海旅客鉄道株式会社

b：その他の者（自治体等）

第6章 環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合の調査

本書において、環境保全措置の効果に係る知見が不十分なものはないため、事後調査を行わないこととした。

第7章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本書において選定した環境要素ごとに、調査、検討及び評価についての結果の概要を表7-1に示す。

これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。

なお、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り取り入れるよう努める。

表 7-1 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境要素 の区分	項目		影響要因の区分	調査結果	検討結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
	環境要素の区分							
水環境	水質	水の濁り	発生土仮置き場の設置	【現地調査】 調査した河川は、環境基準の類型指定がされていない河川だが、合流する河川の類型指定の環境基準を達成していた。	発生土仮置き場の設置に伴い発生する濁水は、「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、改正 平成 28 年環境省告示第 37 号）に定められた環境基準を踏まえ、基準値を満足することを確認した場合、公共用水域へ排水することから、周辺公共水域への水の濁りの影響は小さいものと考えられる。	① 工事排水の適切な処理 ② 工事排水の監視 ③ 処理装置の点検・整備による性能維持	発生土仮置き場の設置に伴う水の濁りについては、環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で、環境影響の回避又は低減が図られていると判断した。	計画しない。
動物・植物・生態系	動物		発生土仮置き場の設置	【重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況】 魚類 2 目 2 科 4 種、底生動物は確認されず。	確認された重要な種の生息環境に変化は生じないと考えられる。	① 工事従事者への講習・指導 ② 仮設沈砂池の設置	発生土仮置き場の設置に伴う動物への影響については、環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で、環境影響の回避又は低減が図られていると判断した。	計画しない。

「本文中の「図 2-1 発生土置き場の位置」、「図 2-5 工事用車両の運行ルート」、「図 4-1-1-1 現地調査地点」、「図 4-1-1-2 影響検討地点」、「図 4-2-1-1 現地調査地点」は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 29 情複、第 276 号）」

なお、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。